平成２５年度

円高対策設備投資緊急促進事業

事業案内

平成２５年４月

NICO Niigata Industrial Creation Organization
公益財団法人
にいがた産業創造機構

ＮＩＣＯからのお知らせ

○申請時に必要な書類が添付されていないと受付できません。

○必要書類の添付漏れを防ぐため、「申請書類チェックリスト」を作成しましたのでご利用ください。
（チェックリストはＮＩＣＯホームページからダウンロードできます。）

※申請の際には<u>チェック済みのチェックリストもあわせて提出</u>をお願いします。

円高対策設備投資緊急促進事業に関するお問い合わせ先

NICO Niigata Industrial Creation Organization （公財）にいがた産業創造機構

TEL：（０２５）２４６－００５２

FAX：（０２５）２４６－００３０

目　次

１　事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

２　事業の流れ
（１）フロンティア企業支援資金（設備投資促進枠）を利用する場合・・　６
（２）小口零細企業保証制度資金と設備資金貸付を利用する場合　・・・１２

３　円高対策設備投資緊急促進事業に関連する制度融資等の概要
（１）フロンティア企業支援資金（設備投資促進枠）・・・・・・・・・・１５
（２）フロンティア企業支援資金（新技術・新事業等展開枠）・・・・・１６
（３）フロンティア企業支援資金（グリーンニューディール枠）・・・・１７
（４）小口零細企業保証制度資金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
（５）（公財）にいがた産業創造機構が行う設備資金貸付制度　・・・・・１８

４　円高対策設備投資緊急促進事業実施要領・様式　・・・・・・・・・・・１９

１　事業の概要

（１）円高対策設備投資緊急促進事業の目的

厳しい経営環境の中で、事業拡大や新分野進出等に取り組む県内中小企業等の設備投資を支援し、その経営基盤の強化により県経済の活性化を図ることを目的とします。

（２）支援内容

設備の導入に必要な資金の一部について、所定の利子に相当する金額を助成します。

（３）助成対象者

次の①か②のどちらかに該当する方。（ただし、交付決定時点において設備の設置を完了していないこと、助成対象となる融資等を受ける前に設備代金を支払済みでないこと、また原則として平成２６年２月２８日までに設備の導入を完了（ただし平成２７年２月２８日まで延長可）することが必要です。）

①県制度融資「フロンティア企業支援資金（設備投資促進枠）」（融資額 1,000 万円以上かつ 5,000 万円以下）を利用して設備投資を行う中小企業者（小規模企業者を含む。）、事業協同組合等

※「フロンティア企業支援資金（設備投資促進枠）」と併せて、県制度融資「フロンティア企業支援資金（新技術・新事業等展開枠）」または「フロンティア企業支援資金（グリーンニューディール枠）」を利用して設備投資を行う中小企業者、事業協同組合等を含む。

②県制度融資「小口零細企業保証制度資金」（融資額 1,250 万円以下）と（公財）にいがた産業創造機構が行う「設備資金貸付制度」を併用して設備投資を行う小規模企業者

【参考】小規模企業者の範囲（中小企業信用保険法第２条第２項に定めるもの）

業種区分	従業員数
製造業その他	２０人以下
商業・サービス業	５人以下

（４）助成の要件

次の①から③の要件のいずれかを満たす必要があります。

①最近３か月間の売上高または受注残高が前年の同期と比較して３％以上減少していること
②最近３か月間のいずれかの月における商品の生産数量又は売上高の１５％以上が輸出向けであること
③交付申請日の属する月の６か月前から、交付申請日の２０日後までの間に、新規の常用雇用者（期間の定めのない雇用か、又は１か月を超える期間を定めて雇用し、契約更新の定めがあること。かつ１週間の所定労働時間が３０時間以上であること。）を１名以上雇用していること

※これらの要件の他に、県の制度融資等を利用するための要件を満たす必要があります。

（５）申込方法

県制度融資の取扱金融機関において融資の申込みを行ったうえで、（公財）にいがた産業創造機構に円高対策設備投資緊急促進事業の助成金交付申請を行ってください。

交付申請に必要な書類は、県制度融資の取扱金融機関に用意してあるほか、（公財）にいがた産業創造機構ホームページ（http://www.nico.or.jp/）からも入手できます。

【参考】県制度融資の取扱金融機関

県制度融資は次の金融機関の県内営業店で取り扱っています。

第四銀行、北越銀行、大光銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、ＪＡバンク新潟県信連、北越後農協、越後中央農協、越後ながおか農協、柏崎農協、十日町農協、えちご上越農協、佐渡農協、魚沼みなみ農協、越後さんとう農協、にいがた南蒲農協

（６）助成金交付申請の受付期間

平成２５年４月３０日から平成２６年１月３１日まで

※交付申請に必要な書類のうち、作成に日数を要する場合がある書類（金融機関の協力を得て作成する書類）があるため、金融機関への融資申込や助成金の交付申請は期日に余裕を持って行ってください。

※予算に限りがあるため、受付期間の終了前に助成金交付申請の受付を締切る場合があります。

（７）その他の書類の提出締切日

①遂行状況報告書　　→設備の発注後１０日以内、および金融機関から融資を受けた後１０日以内

②助成金支払請求書

設備の導入が平成２６年２月２８日までに完了の場合	設備の導入が平成２６年３月１日以降に完了の場合
設備代金の請求書の受領後速やかに （最終提出期限：平成２６年３月５日）	設備代金の請求書の受領後速やかに （最終提出期限：平成２７年３月５日）

③実績報告書

設備の導入が平成２６年２月２８日までに完了の場合	設備の導入が平成２６年３月１日以降に完了の場合
設備代金の支払後２５日以内、または平成２６年３月２０日のいずれかの早い期日	設備代金の支払後２５日以内、または平成２７年３月２０日のいずれかの早い期日

※実績報告書には設備代金の領収書の写しを添付する必要がありますので、提出までの間に設備代金の支払いを終えてください。

2　事業の流れ

（１）フロンティア企業支援資金（設備投資促進枠）を利用する場合

①県制度融資の取扱金融機関において、フロンティア企業支援資金（設備投資促進枠）の融資を申込むとともに、円高対策設備投資緊急促進事業を利用する旨を伝えてください。

②フロンティア企業支援資金（設備投資促進枠）の融資額・返済期間等を金融機関とご相談のうえ、金融機関の協力により「助成金申請額積算報告書」（第２号様式）を作成してください。

◆助成金額の積算

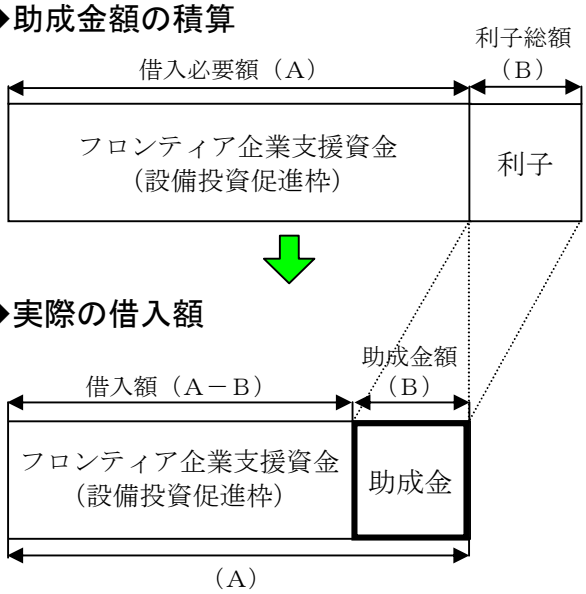

※借入（A－B）と助成金（B）により設備を導入

・実際の借入額（A－B）が 1,000 万円以上かつ 5,000 万円以下となること。

・実際の設備導入額が 5,000 万円を超える場合であっても、助成金額を積算する場合の借入必要額（A）は 5,000 万円（設備投資促進枠の融資限度額）を上限とする。

※なお、5,000 万円を超える部分をフロンティア企業支援資金（新技術・新事業等展開枠）または（グリーンニューディール枠）により借り入れる場合、これらの借入れ部分にかかる利子についても助成金の積算対象となる。
（→10 ページ）

③「助成金交付申請書」（第１号様式）を作成し、「助成金申請額積算報告書」（第２号様式）および必要な添付書類とともに、（公財）にいがた産業創造機構に提出してください。

④（公財）にいがた産業創造機構において円高対策設備投資緊急促進事業の助成要件（→４ページ）に適合しているかを審査し、認められれば助成金の交付決定が行われます。

※交付申請の結果については、（公財）にいがた産業創造機構から「助成金申請額積算報告書」（第２号様式）の作成協力金融機関へ情報提供します。

助成金の交付が決定された場合であっても、金融機関からフロンティア企業支援資金の融資が行われないこととなった場合は、助成金の交付対象とはなりませんので、交付決定が取り消されます。

※交付決定後、金融機関からの融資額や設備の購入予定額に変更があった場合は、速やかに（公財）にいがた産業創造機構に報告したうえで、「変更承認申請書」（第３号様式）および「助成金申請額積算報告書」（第２号様式）を作成のうえ、提出してください。

※変更承認申請の結果については、（公財）にいがた産業創造機構から「助成金申請額積算報告書」（第２号様式）の作成協力金融機関へ情報提供します。

⑤購入先への設備の発注後、「事業遂行状況報告書」（第６号様式）を作成し、契約書または発注書の写しを添付して（公財）にいがた産業創造機構に提出してください。

⑥金融機関から融資が実行された後、「事業遂行状況報告書」（第６号様式）を作成し、融資計算書（または融資残高証明書）および返済明細書の写しを添付して（公財）にいがた産業創造機構に提出してください。

⑦設備が納入された後、「助成金支払請求書」（第８号様式）を作成し、請求書の写しを添付して（公財）にいがた産業創造機構に提出してください。
提出書類の確認後、（公財）にいがた産業創造機構から助成金が支給されます。

◆助成金の支払時期

助成金支払請求書の提出日	支払時期
１～15 日	原則同月の 30(31)日払い
16 日～30(31)日	原則翌月 15 日払い

※３月の支払日については、原則として 15 日のみ。
※契約等により助成金分を含む設備導入代金の前払い等が必要な場合は、事前に（公財）にいがた産業創造機構に相談すること。

⑧設備の代金の支払い後、「実績報告書」（第７号様式）を作成し、領収書の写しを添付して、速やかに（公財）にいがた産業創造機構に提出してください。

※設備購入の際に値引き等が行われた場合は、助成金の一部返還が必要となりますので、実際の設備購入額に基づき「助成金申請額積算報告書」（第２号様式）を作成し、実績報告書とあわせて提出してください。

⑨助成金の一部返還が必要な場合は、（公財）にいがた産業創造機構の指示に従ってください。

■円高対策設備投資緊急促進事業の手続きの流れ

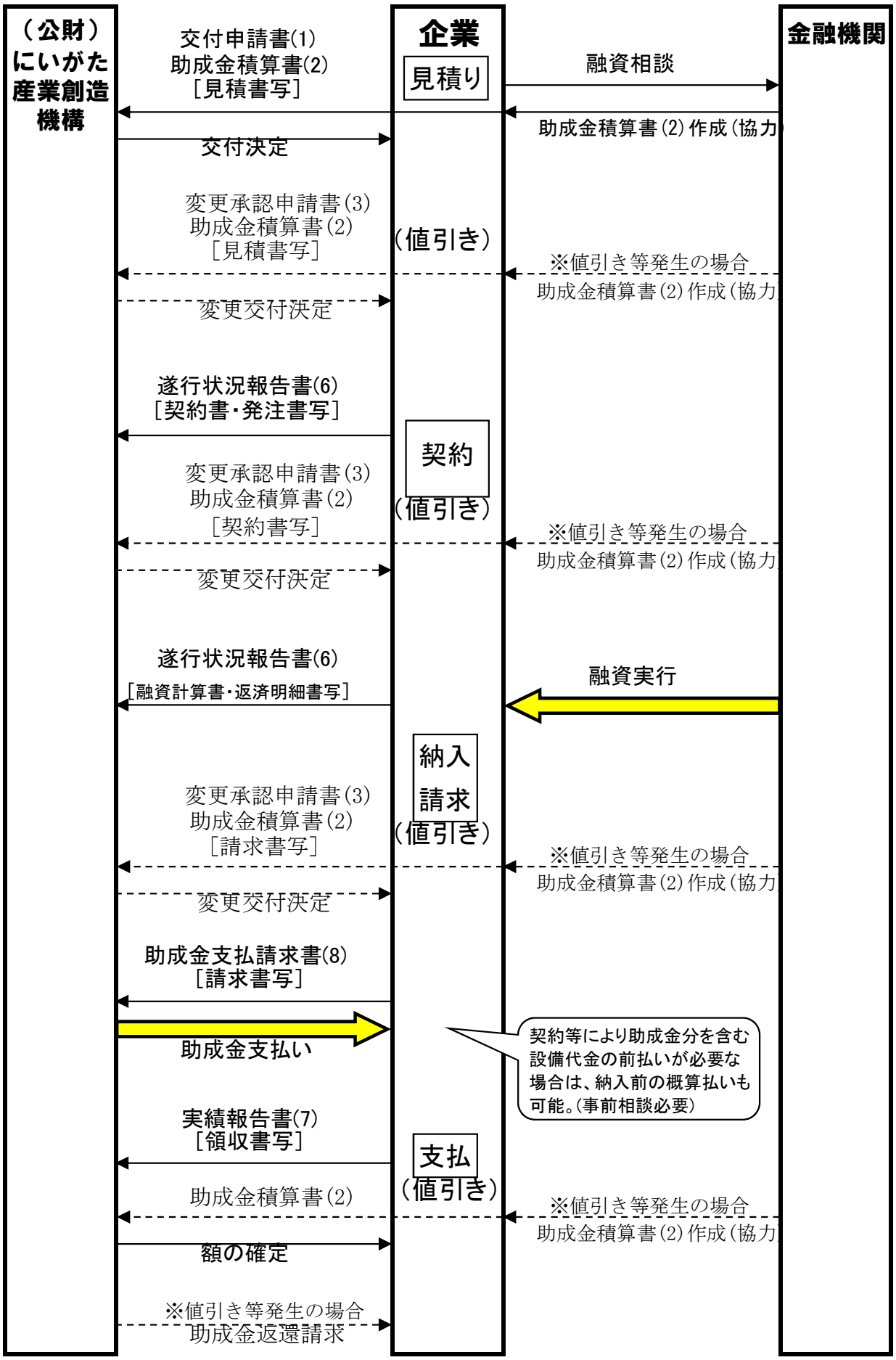

(　)付き数字は様式の番号、［　］内は添付書類を示しています。

◀----（点線矢印）は必要に応じて作成・提出するものです。

■円高対策設備投資緊急促進事業の利用に伴う制限について

円高対策設備投資緊急促進事業の助成金を利用して設備を導入する場合、次のような制限が生じますのでご注意ください。

(1) 助成金の交付を受けるために利用した県制度融資（フロンティア企業支援資金または小口零細企業保証制度資金）については、やむを得ない理由がある場合を除き、融資実行後は繰上償還を行うことはできません。

(2) 助成金を利用して導入した設備を一定期間内に処分する場合は、事前に（公財）にいがた産業創造機構の承認を受ける必要があります。この承認を受けて設備を処分した際に、収入があったときは助成金の全部または一部を返還してもらう場合があります。

■円高対策設備投資緊急促進事業助成金の返還に伴う注意事項について

助成金の返還が発生した際に、納付期日を守らなかった場合は延滞金が発生するのでご注意ください。

（公益財団法人にいがた産業創造機構助成金等交付要綱より抜粋）

「第17条　助成事業者等は、助成金等の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付金額を控除した額）に年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を機構に納付しなければならない。」

●「フロンティア企業支援資金（設備投資促進枠）」と「フロンティア企業支援資金（新技術・新事業等展開枠）」または「フロンティア企業支援資金（グリーンニューディール枠）」を併用する場合

設備の購入額がフロンティア企業支援資金（設備投資促進枠）の融資限度額（5,000 万円）を超過し、かつフロンティア企業支援資金（新技術・新事業等展開枠）またはフロンティア企業支援資金（グリーンニューディール枠）の融資対象要件（→１６～１７ページ）を満たす場合には、新技術・新事業等展開枠またはグリーンニューディール枠の借入金に係る利子額も円高対策設備投資緊急促進事業の助成金の積算対象となります。

この場合は、設備投資促進枠の融資申込とあわせて新技術・新事業等展開枠またはグリーンニューディール枠の融資申込を金融機関に対して行ってください。

※新技術･新事業等展開枠またはグリーンニューディール枠の単独利用の場合（設備投資促進枠と併用しない場合）は、円高対策設備投資緊急促進事業の対象とはなりません。

◆助成金額の積算

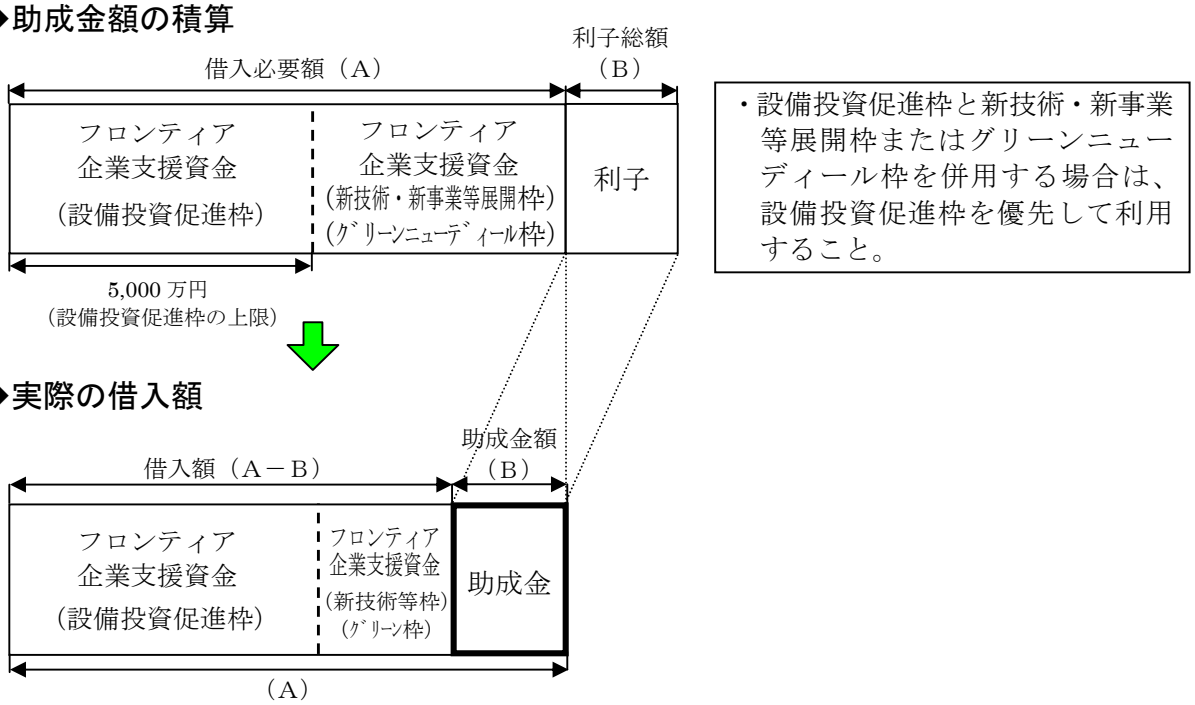

※借入（A－B）と助成金（B）により設備を導入

なお、新技術・新事業等展開枠およびグリーンニューディール枠の利用については、それぞれの融資対象要件について、別途、（公財）にいがた産業創造機構の認定を受ける必要があります。

（新事業・新技術等展開枠およびグリーンニューディール枠の融資対象要件
→１６～１７ページ）

この他の手続きの流れは、６ページからの「フロンティア企業支援資金（設備投資促進枠）を利用する場合」に従ってください。

（２）小口零細企業保証制度資金と設備資金貸付を利用する場合
（小規模企業者が対象）

「小規模企業者」に該当する方（小規模企業者の範囲→４ページ）は、県制度融資「小口零細企業保証制度資金」と（公財）にいがた産業創造機構が行う「設備資金貸付制度」を原則として半額ずつ利用して設備投資を行うことにより、円高対策設備投資緊急促進事業の対象となります。

①県制度融資の取扱金融機関において、小口零細企業保証制度資金の融資を申込むとともに、円高対策設備投資緊急促進事業を利用する旨を伝えてください。

②小口零細企業保証制度資金の融資額・返済期間等を金融機関とご相談のうえ、金融機関の協力により「助成金申請額積算報告書」（第２号様式）を作成してください。

◆助成金額の積算

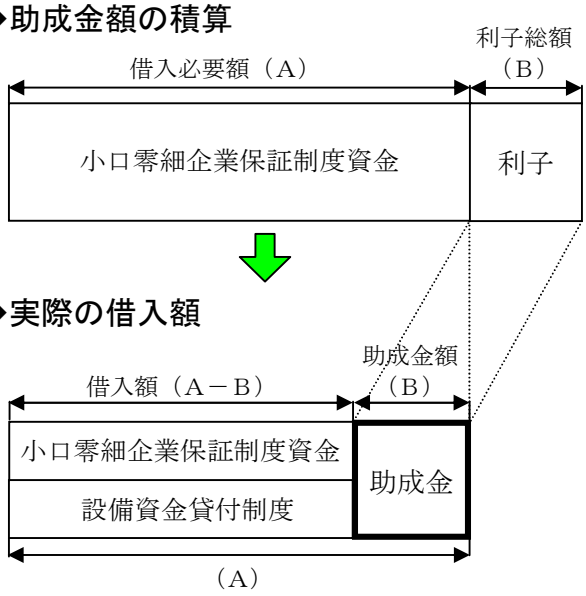

※借入（A－B）と助成金（B）により設備を導入

・助成金額の積算時には小口零細企業保証制度資金のみの借入れの想定で利子額を計算すること。

・ただし、実際の設備導入額が1,250万円を超える場合であっても、助成金額を積算する場合の借入必要額（A）は1,250万円（小口零細企業保証制度資金の融資限度額）を上限とする。

・実際の借入額（A－B）は100万円以上かつ2,500万円以下とし、小口零細企業保証制度資金と設備資金貸付制度を半額ずつ利用すること。

※最低借入額が100万円であるのは、設備資金貸付の最低貸付額が50万円のため。（小口零細企業保証制度資金50万円＋設備資金貸付50万円）
また、最大借入額が2,500万円であるのは、小口零細企業保証制度資金の融資限度額が1,250万円であるため。（小口零細企業保証制度資金1,250万円＋設備資金貸付1,250万円）

③実際の借入れは、助成金分を除いて必要となる借入額（上図のA－B）の半額を小口零細企業保証制度資金で、残りの半額を設備資金貸付制度での借入れとなるため、小口零細企業保証制度については金融機関に、設備資金貸付制度については（公財）にいがた産業創造機構に、それぞれ申し込んでください。

④「助成金交付申請書」（第１号様式）を作成し、「助成金申請額積算報告書」（第２号様式）および必要な添付書類とともに、（公財）にいがた産業創造機構に

提出してください。

⑤（公財）にいがた産業創造機構において円高対策設備投資緊急促進事業の助成要件（→４ページ）に適合しているかを審査し、認められれば助成金の交付決定が行われます。

※交付申請の結果については、（公財）にいがた産業創造機構から「助成金申請額積算報告書」（第２号様式）の作成協力金融機関へ情報提供します。

助成金の交付が決定された場合であっても、金融機関から小口零細企業保証制度の融資が行われないこととなった場合や、（公財）にいがた産業創造機構の設備資金貸付制度の貸付対象とならなかった場合は、助成金の交付対象とはなりませんので、交付決定が取り消されます。

※交付決定後、金融機関からの融資額や設備の購入予定額に変更があった場合は、速やかに（公財）にいがた産業創造機構に報告したうえで、「変更承認申請書」（第３号様式）および「助成金申請額積算報告書」（第２号様式）を作成のうえ、提出してください。

※変更承認申請の結果については、（公財）にいがた産業創造機構から「助成金申請額積算報告書」（第２号様式）の作成協力金融機関へ情報提供します。

⑥購入先への設備の発注後、「事業遂行状況報告書」（第６号様式）を作成し、契約書または発注書の写しを添付して（公財）にいがた産業創造機構に提出してください。

⑦金融機関から融資が実行された後、「事業遂行状況報告書」（第６号様式）を作成し、融資計算書（または融資残高証明書）および返済明細書を添付して（公財）にいがた産業創造機構に提出してください。

⑧設備が納入された後、「助成金支払請求書」（第８号様式）を作成し、請求書の写しを添付して（公財）にいがた産業創造機構に提出してください。
提出書類の確認後、（公財）にいがた産業創造機構から助成金が支給されます。

※助成金の支払時期については、７ページの表をご確認ください。

⑨設備の代金の支払い後、「実績報告書」（第７号様式）を作成し、領収書の写しを添付して、速やかに（公財）にいがた産業創造機構に提出してください。

※設備購入の際に値引き等が行われた場合は、助成金および貸付金の一部返還が必要となりますので、実際の設備購入額に基づき「助成金申請額積算報告書」（第２号様式）を作成し、実績報告書とあわせて提出してください。

⑩助成金および貸付金の一部返還が必要な場合は、（公財）にいがた産業創造機構の指示に従ってください。

■円高対策設備投資緊急促進事業の手続の流れについて

８ページの枠内の図をご確認ください。なお、設備資金貸付の手続きについては、（公財）にいがた産業創造機構の指示に従ってください。

■円高対策設備投資緊急促進事業の利用に伴う制限等について

９ページの上の枠内の記載事項をご確認ください。

■円高対策設備投資緊急促進事業助成金の返還に伴う注意事項について

９ページの下の枠内の記載事項をご確認ください。

３　円高対策設備投資緊急促進事業に関連する制度融資等の概要

（１）フロンティア企業支援資金（設備投資促進枠）

○対象者

県内で６か月以上継続して同一事業を営み、設備の導入（事業所等の建物の取得、新築・増改築を含む。ただし、土地の取得資金は除く。）により、次の要件のいずれかを満たす中小企業者および事業協同組合等

(1) 事業規模の拡大　(2) 経営の効率化　(3) 事業転換または新分野進出

※ただし、次の方はご利用できません。

・県税を滞納している方　・金融機関から取引停止の処分を受けている方

・新潟県信用保証協会が行った代位弁済に対する債務の履行を終わらない方

○融資条件

(1) 融 資 額　1,000 万円以上 5,000 万円以下

(2) 資金使途　設備資金

(3) 融資期間　１０年以内（うち据置期間２年以内）

(4) 融資利率　（責任共有制度対象外の保証付き）

融資期間７年以内　年１．９％

融資期間７年超１０年以内　年２．１％

（責任共有制度対象の保証付き）

融資期間７年以内　年２．１％

融資期間７年超１０年以内　年２．３％

(5) 信用保証　新潟県信用保証協会の保証制度を利用していただきます。（所定の信用保証料が必要となります。）

※融資については取扱金融機関および新潟県信用保証協会の審査により決定されるため、申込要件を満たしていても融資を受けられない場合があります。

※融資制度に関するお問い合わせ先は取扱金融機関または新潟県産業労働観光部商業振興課（電話：025-280-5240）となります。

（２）フロンティア企業支援資金（新技術・新事業等展開枠）

○対象者

県内で６か月以上継続して同一事業を営み、次のいずれかの要件を満たす中小企業者および事業協同組合等であって、（公財）にいがた産業創造機構の認定を受けた方

①新製品・新商品・新サービスおよび新技術の開発に取り組もうとする方
②新製品・新商品・新サービスおよび新技術により事業転換または新分野進出を図ろうとする方
③自社または技術導入により開発された新製品・新商品・新サービスおよび新技術により新市場に進出若しくは現市場の拡大を図ろうとする方
④複数の中小企業者が共同で新製品・新商品・新サービスおよび新技術の開発に取り組もうとする方、または開発された新製品・新商品・新サービスおよび新技術により新市場に進出若しくは現市場の拡大を図ろうとする方
⑤事業の発展に必要な先端技術機器および情報関連機器の導入を図ろうとする方

※ただし、次の方はご利用できません。
・県税を滞納している方　　・金融機関から取引停止の処分を受けている方
・新潟県信用保証協会が行った代位弁済に対する債務の履行を終わらない方

○融資条件

(1) 融 資 額　5,000 万円以下
(2) 資金使途　運転資金・設備資金（※ただし、円高対策設備投資緊急促進事業の助成金の対象となるのは設備資金のみ。）
(3) 融資期間　運転資金５年以内（うち据置１年以内）
設備資金７年以内（うち据置２年以内）
(4) 融資利率　（責任共有制度対象外の保証付き）年１．９％
（責任共有制度対象の保証付き）　年２．１％
(5) 信用保証　新潟県信用保証協会の保証制度を利用していただきます。（所定の信用保証料が必要となります。）

※融資については取扱金融機関および新潟県信用保証協会の審査により決定されるため、申込要件を満たしていても融資を受けられない場合があります。

※融資制度に関するお問い合わせ先は取扱金融機関または新潟県産業労働観光部商業振興課（電話：025-280-5240）となります。

（３）フロンティア企業支援資金（グリーンニューディール枠）

○対象者

県内で６か月以上継続して同一事業を営み、新エネルギーを始めとした石油代替エネルギーを使用するために必要な設備または省エネルギーに資する設備等の導入を図ろうとする中小企業者および事業協同組合等であって、（公財）にいがた産業創造機構の認定を受けた方

※ただし、次の方はご利用できません。

・県税を滞納している方　　・金融機関から取引停止の処分を受けている方

・新潟県信用保証協会が行った代位弁済に対する債務の履行を終わらない方

○融資条件

(1) 融 資 額	5,000 万円以下
(2) 資金使途	運転資金・設備資金（※ただし、円高対策設備投資緊急促進事業の助成金の対象となるのは設備資金のみ。）
(3) 融資期間	運転資金　５　年以内（うち据置１年以内） 設備資金１０年以内（うち据置２年以内）
(4) 融資利率	（責任共有制度対象外の保証付き）年１．９％ （責任共有制度対象の保証付き）　年２．１％
(5) 信用保証	新潟県信用保証協会の保証制度を利用していただきます。（所定の信用保証料が必要となります。）

※融資については取扱金融機関および新潟県信用保証協会の審査により決定されるため、申込要件を満たしていても融資を受けられない場合があります。

※融資制度に関するお問い合わせ先は取扱金融機関または新潟県産業労働観光部商業振興課（電話：025-280-5240）となります。

（４）小口零細企業保証制度資金

○対象者

県内で１年以上継続して同一事業を営む小規模企業者

※ただし、次の方はご利用できません。

・県税を滞納している方　　・金融機関から取引停止の処分を受けている方

・新潟県信用保証協会が行った代位弁済に対する債務の履行を終わらない方

○融資条件

(1) 融 資 額	1,250 万円以下（※ただし、既保証付残高を含む。）
(2) 資金使途	運転資金・設備資金（※ただし、円高対策設備投資緊急促進事業の助成金の対象となるのは設備資金のみ。また、併用する（公財）にいがた産業創造機構が行う設備資金貸付制度の資金使途の制限により中古設備、建物、工事関係は円高対策設備投資緊急促進事業の助成金の対象外）
(3) 融資期間	運転資金５年以内（うち据置１年以内） 設備資金７年以内（うち据置１年以内）
(4) 融資利率	年１．９５％
(5) 信用保証	新潟県信用保証協会の小口零細企業保証制度を利用していただきます。（所定の信用保証料が必要となります。）

※融資については取扱金融機関および新潟県信用保証協会の審査により決定されるため、申込要件を満たしていても融資を受けられない場合があります。

※融資制度に関するお問い合わせ先は取扱金融機関または新潟県産業労働観光部商業振興課（電話：025-280-5240）となります。

（５）（公財）にいがた産業創造機構が行う設備資金貸付制度

○対象者

小規模企業者

※ただし、次の方はご利用できません。

・県税および県、（公財）にいがた産業創造機構の金融制度で滞納をしている方

○融資条件

(1) 融 資 額	50 万円以上 4,000 万円以下
(2) 資金使途	設備資金（経営基盤の強化に必要と認められる設備（中古設備、建物および工事関係は対象外））
(3) 融資期間	７年（ただし、設備の法定耐用年数により７年未満になることがある。）
(4) 融資利率	無利子
(5) 担保･保証人	社外連帯保証人または不動産担保
(6) そ の 他	その他の条件等については（公財）にいがた産業創造機構にお問い合わせください。

４　円高対策設備投資緊急促進事業実施要領・様式

（趣旨）

第１条　公益財団法人にいがた産業創造機構（以下「機構」という。）の理事長（以下「理事長」という。）は、急激な円高が進行している厳しい経営環境の中で、事業拡大や新分野進出等に取り組む県内中小企業等の設備投資を支援し、その経営基盤の強化及び県経済の活性化を図るため、県内中小企業等が行う設備投資に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、公益財団法人にいがた産業創造機構助成金等交付要綱（平成15年４月１日）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（助成対象者）

第２条　この事業の対象者（以下「助成対象者」という。）は、別表１に定める融資等の利用により設備を導入する者で、次の各号のいずれかの要件を満たす者とする。

(1) 最近３か月間の売上高又は受注残高が前年の同期と比較して３％以上減少していること

(2) 最近３か月間のいずれかの月における商品の生産数量又は売上高の15％以上が輸出向けであること

(3) 交付申請日の属する月の６か月前から、交付申請日の20日後までの間に、新規の常用雇用者（期間の定めのない雇用か、又は１か月を超える期間を定めて雇用し、契約更新の定めがあること。かつ１週間の所定労働時間が30時間以上であること。）を１名以上雇用していること

（助成対象事業）

第３条　この助成金の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、助成対象者が別表１に定める融資等を受けて行う設備の導入とする。

（助成金の交付基準）

第４条　この助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表２に掲げる経費のうち、理事長が必要と認めるものとする。

２　この助成金の交付額は、助成対象経費に別表３に掲げる助成率を乗じて得た額とする。

（助成金の交付条件）

第５条　この助成金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

(1) 助成事業の内容を変更、若しくは経費の配分を変更する場合（第９条に定める軽微な変更を除く。）には、事前に理事長の承認を受けること。

(2) 助成事業を中止し、又は廃止する場合には、事前に理事長の承認を受けること。

(3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに理事長に報告してその指示を受けること。

(4) 助成事業の実施により導入する設備を発注した後、その旨を速やかに理事長に報告すること。
(5) 助成事業の実施に伴い助成対象者が利用する融資を金融機関から受けた後、その旨を速やかに理事長に報告すること。
(6) 助成事業の実施により導入する設備については、別表４に定める期日までに導入を完了するものであること。
(7) 助成事業の実施に伴い助成対象者が利用する融資等については、やむを得ない理由がある場合を除き繰上償還を行わないこと。
(8) この助成金により取得し、又は効用の増加した財産を理事長の承認を受けて処分した場合において相当な収入があったときは、その収入の全部又は一部を機構に納付させることがあること。
(9) この助成金により取得し、又は効用の増加した財産は、助成事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
(10) 助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を助成事業が完了した日の属する年度の終了後５年間保存すること。

（助成金の交付申請）

第６条　助成金の交付申請は、別記第１号様式により、別に定める期日までに理事長に申請するものとする。

２　前項の申請に際しては、別記第２号様式による助成金申請額積算報告書をあわせて提出すること。

３　第１項の申請を行うにあたり、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額して交付申請しなければならない。

（助成金の交付決定）

第７条　理事長は、前条第１項の規定による申請を受けたときは、第２条に掲げる要件についての適合性を審査し、助成金の交付を決定する。

２　前項の要件を満たしている場合であっても、次のような場合には、助成対象外とする。

(1) 助成対象者が助成事業の実施に伴い利用する融資等を受けることができないとき
(2) 助成事業の内容が公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき
(3) 助成事業の内容が関係法令に違反し、又はそのおそれがあるとき

３　理事長は、助成事業の目的を達成するために必要があるときは、助成事業の内容について修正を求め、又は条件を加えることができる。

４　交付決定の内容及びそれに付した条件については申請者に通知することとし、また、交付しないとしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（変更の承認申請）

第８条　第５条第１号の規定により理事長の承認を受けようとする場合には、別記

第３号様式による変更承認申請書を理事長に提出しなければならない。

２　第６条第２項及び第３項の規定は、前項の規定による申請について準用する。

（軽微な変更の範囲）

第９条　第５条第１号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 助成金の交付申請額を変更する場合

(2) 助成事業の内容を著しく変更するものと理事長が認める場合

（事業の中止又は廃止の承認申請）

第10条　第５条第２号の規定により理事長の承認を受けようとする場合には、別記第４号様式による事業中止（廃止）承認申請書を理事長に提出しなければならない。

（事業が予定期間内に完了しない場合等の報告）

第11条　第５条第３号の規定により理事長の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第５号様式による事業遅延等報告書を理事長に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第12条　助成金の交付決定の通知を受領した場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、助成金の交付決定の通知を受けた日から20日を経過した日までに取下げをすることができる。

（状況報告）

第13条　第５条第４号及び第５号の規定による理事長への報告については、理事長の指定する期日までに別記第６号様式による事業遂行状況報告書を提出するものとする。

（実績報告）

第14条　助成対象者は、別記第７号様式による実績報告書を別表５に定める期日までに理事長に提出しなければならない。

（検査の実施）

第15条　理事長は、助成対象者に対し、必要に応じて中間検査、確定検査及び事後検査を実施することができる。

（助成金の支払）

第16条　理事長は、必要があると認めるときは、助成金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

２　助成金の概算払又は精算払を受けようとする者は、別記第８号様式による助成金支払請求書を理事長に提出しなければならない。

（融資の繰上償還）

第17条　助成対象者のやむを得ない理由により、助成事業の実施に伴い助成対象者が利用する融資の繰上償還を行う場合は、理事長に対し別記第９号様式による繰上償還承認の申請を行わなければならない。

２　理事長は、前項の承認をした場合、当該繰上償還により助成対象者の利子支払

額の減少があったときは、交付した助成金の全部又は一部を納付させることができる。

（取得財産の処分）

第18条　この助成金により取得した財産で、取得価格又は効用の増加額が50万円以上の財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間処分してはならない。

２　助成対象者のやむを得ない理由により前項に規定する財産を処分する場合は、理事長に対し別記第10号様式による財産処分承認の申請を行わなければならない。

３　理事長は、前項の承認をした場合、当該処分により助成対象者に収入があったときは、交付した助成金の全部又は一部を納付させることができる。

（交付決定の取り消し）

第19条　理事長は、助成事業者が助成事業の実施に伴い利用する融資等を受けることができない場合、助成事業の円滑な遂行に著しい遅延が生じた場合、助成事業が実施期間中に完了する見込みがないと認められる場合、またはこの要領に定める様式及び添付書類を指定された期日までに提出しなかった場合には、交付決定を取り消すことができる。

２　理事長は、前項の規定に基づき交付決定を取り消した場合において、当該助成事業に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めることができる。

（その他）

第20条　この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

（附　則）

１　この要領は、平成22年11月１日から施行する。

（附　則）

１　この要領は、平成23年２月25日から施行する。

（附　則）

１　この要領は、平成23年４月27日から施行する。

２　この要領の施行の日前に行われた交付申請に係る助成事業については、なお、従前の例による。

（附　則）

１　この要領は、平成23年10月18日から施行する。

２　この要領の施行の日前に行われた交付申請に係る助成事業については、なお、従前の例による。

（附　則）

１　この要領は、平成23年12月27日から施行する。

２　この要領の施行の日前に行われた交付申請に係る助成事業については、なお、従前の例による。

（附　則）

1　この要領は、平成24年４月18日から施行する。

2　この要領の施行の日前に行われた交付申請に係る助成事業については、なお、従前の例による。

（附　則）

1　この要領は、平成24年12月18日から施行する。

（附　則）

1　この要領は、平成25年４月 30 日から施行する。

別表１　　助成対象となる融資等の利用

融資等の利用形態	備　　考
県制度融資「フロンティア企業支援資金（設備投資促進枠）」（単独利用）	ただし、交付決定時点において、設備の設置を完了していないこと。 また、助成対象となる融資等を受ける前に設備代金を支払済みでないこと。
県制度融資「フロンティア企業支援資金（設備投資促進枠）」と「フロンティア企業支援資金（新技術・新事業等展開枠）」の併用	
県制度融資「フロンティア企業支援資金（設備投資促進枠）」と「フロンティア企業支援資金（グリーンニューディール枠）」の併用	
県制度融資「小口零細企業保証制度資金」と機構が行う「設備資金貸付制度」の併用	

別表２　　助成対象経費

助成対象経費
助成対象者が設備導入に要する経費のうち、別表１に掲げる融資等により調達する経費以外の経費（下の図２の太枠部分）

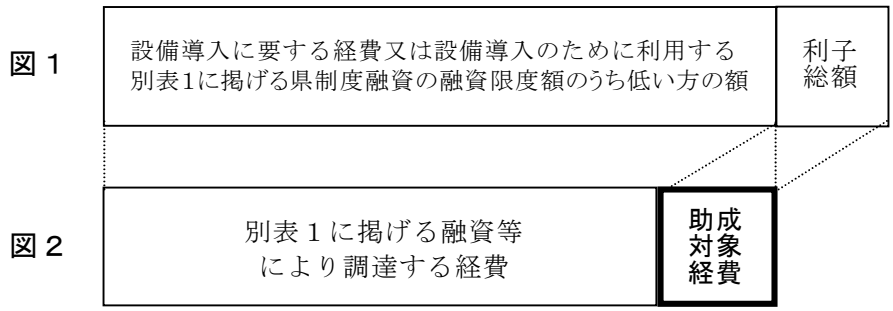

※図1の「利子総額」と図2の「助成対象経費」は同額とする。

別表３　　助成率

助成率
10分の10以内

別表４　　設備導入期限

設備導入期限
原則として平成26年２月28日まで （ただし、平成27年２月28日まで延長可）

別表５　　実績報告書提出期限

設備の導入が平成26年２月28日までに完了の場合	設備の導入が平成26年３月１日以降に完了の場合
設備代金の支払後25日以内、または平成26年３月20日のいずれかの早い期日	設備代金の支払後25日以内、または平成27年３月20日のいずれかの早い期日

第１号様式（第６条関係）

平成　　年　　月　　日

公益財団法人にいがた産業創造機構 理事長　様

〒

所在地

企業名　　印

代表者名

円高対策設備投資緊急促進事業助成金交付申請書

標記の助成金に係る事業を下記のとおり行いたいので、円高対策設備投資緊急促進事業実施要領第６条の規定により助成金の交付を申請します。

記

１　助成事業の内容（計画）

別紙のとおり

２　助成対象要件への該当内容

別紙のとおり

３　助成金交付申請額

金　　円

［添付書類］

(1)別紙１「円高対策設備投資緊急促進事業助成金交付申請書（別紙）」

(2)別紙２「個人情報の提供及び『円高対策設備投資緊急促進事業助成金交付申請書』の取扱いに関する同意書」

(3)第２号様式「助成金申請額積算報告書」

［注意事項］

(1)上記３の助成金交付申請額については、第２号様式の(２)の「⑦助成金申請額」と同額とすること。

(2)この助成金交付申請の審査結果については、(公財)にいがた産業創造機構から第２号様式の作成協力金融機関に対し情報提供を行う。

別紙１（第１号様式）

円高対策設備投資緊急促進事業助成金交付申請書（別紙）

公益財団法人にいがた産業創造機構 理事長　様

作成日	年　　月　　日

企業名	印	電話番号	－　　－		
		FAX番号	－　　－		
代表者氏名		担当者氏名			
所在地	〒	役員数	人	従業員数	人
業種	【○印をつけてください】 １．金属製品製造業　２．一般機械器具製造業　３．電気機械器具製造業　４．その他製造業（　　） ５．サービス業　６．建設業　７．小売業　８．運輸業　９．医療法人　１０．卸売業　１１．飲食業 １２．その他（　　）				

円高対策設備投資促進事業助成金の交付を申請するにあたり必要な事項を次のとおり報告します。

１　助成事業の内容（計画）

※枠内に書ききれない場合は別途説明資料を添付すること。

	設備名	金額（単位：円）		導入完了予定日及び設置場所
導入する設備の具体的な内容及び金額等				
		税抜計	円	
		見積書記載の対象外経費	円	
		消費税	円	
		合計	円	

全体の資金調達計画	
円高対策設備投資促進事業助成金	円
県制度融資	円
(公財)にいがた産業創造機構の設備資金貸付	円
金融機関借入金	円
その他借入金	円
自己資金	円
合計	円

設備導入の状況	
設備導入の動機	【①から④のうち、あてはまるものに○印】 この助成金を知り、設備投資を決めた。 ①そう思う　②どちらかといえばそう思う ③あまりそう思わない　④全くそう思わない
（主な導入設備について）新増設・更新の別	・新設/増設　・更新 【どちらかに○印】
設備導入に伴う新規雇用者数	人 （うち常用雇用者　人）

（１／３枚目）

企業名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　助成対象要件への該当内容

※(1)から(3)のうち該当するいずれかの要件の□にチェックを入れ、その内容等を記入すること。

□　(1)最近３か月間の売上高又は受注残高が前年の同期と比較し３％以上減少していること

最近３か月間の売上高等（A）	千円	前年の同期の売上高等（B）	千円
割　合	{（B）－（A）}÷（B）×100＝　　％（≧３％）	［必要な添付書類］ 該当する期間の売上高等がわかる月次試算表等	

□　(2)最近３か月間のいずれかの月における商品の生産数量又は売上高の15％以上が輸出向けであること

年　月期	数量又は売上高
輸出向け商品（A）	（※具体的な内容を記入すること。枠内に書ききれない場合は別途説明資料を添付すること。）
全商品（B）	
割　合	（A）÷（B）×100 ＝　　％（≧15％）

［必要な添付書類］
当該月における輸出向け商品及び全商品の生産数量又は売上高がわかる資料
（商品種類別や取引先別等、輸出向け商品とそれ以外の商品が判別できること。）

□　(3)交付申請日の属する月の６か月前から、交付申請日の20日後までの間に、新規の常用雇用者（期間の定めのない雇用か、又は１か月を超える期間を定めて雇用し、契約更新の定めがあること。かつ１週間の所定労働時間が30時間以上であること。）を１名以上雇用していること（又は雇用する予定であること）

雇用（予定）年月日	年　月　日	雇用期間の定め（どちらかに○印）	・無 ・有（　月　日まで） ※「有」の場合は契約更新の定めがあること。

［必要な添付書類］
該当する雇用を行った際の労働条件通知書又は雇用契約書の写し
※雇用予定の場合は定められた期間までに雇用を行い、速やかに添付書類を提出すること。

（２／３枚目）

企業名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　設備導入の効果等

※次の内容について記入してください。

今回導入する設備の具体的な目的・効果等

設備導入の定数的効果

（単位：千円・人）

	直近期末	１年後見込み	２年後見込み	３年後見込み
売　上　高				
常用雇用者数				

	直近期末	１年後見込み	２年後見込み	３年後見込み
営業利益 (a)				
人　件　費 (b)				
減価償却費 (c)				
付加価値額 (a ＋ b ＋ c)				

※直近期末の決算書の写しを添付すること。

円高（デフレを含む）の影響による経営への影響及び今回の設備導入に至った経緯

［添付書類］
(1)導入する設備の見積書
(2)上記２「助成対象要件への該当内容」の該当する要件において必要な添付書類
(3)直近期末の決算書の写し
(4)その他理事長が必要と認める書類

（３／３枚目）

別紙２（第１号様式）

個人情報の提供及び「円高対策設備投資緊急促進
事業助成金交付申請書」等の取扱いに関する同意書

平成　　年　　月　　日

公益財団法人にいがた産業創造機構 理事長　様

住　所

氏　名　　印

私は、標記の助成金の交付申請等を行うにあたり、(公財)にいがた産業創造機構が審査を行うために必要な次に掲げる情報を貴財団に対し提供することについて同意いたします。

また、新潟県円高対策設備投資緊急促進事業の実施状況の確認のため、貴財団が保有する次に掲げる情報及び交付申請等の内容、審査結果、助成金額等必要な情報を新潟県に対して提供することについて同意いたします。

①住所・氏名・連絡先等、属性に関する情報
②融資残高・返済状況に関する情報
③経営に関する情報
④その他、(公財)にいがた産業創造機構が申請の審査を行うために必要な情報

なお、貴財団から円高対策設備投資緊急促進事業実施要領に定める第２号様式の作成協力金融機関に対し、標記の助成金の交付申請（変更承認申請を含む。）の審査結果を情報提供することについて、あわせて同意いたします。

第２号様式（第６条関係）

円高対策設備投資緊急促進事業　助成金申請額積算報告書

公益財団法人にいがた産業創造機構 理事長　様

作成日	年　　月　　日

企 業 名	印	電話番号	―　　―
		FAX 番号	―　　―
代表者氏名		担当者氏名	
所 在 地	〒		

円高対策設備投資促進事業助成金の交付を申請するにあたり必要な事項を次のとおり報告します。

（１）設備導入額　（A）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円（消費税抜き）

※別紙１（第１号様式）の「１助成事業の内容」の「金額」の「税抜計」欄の金額と一致すること。

（２）助成金申請額の積算

①利用する県制度融資（どれかに〇印）

・フロンティア企業支援資金（設備投資促進枠）［融資限度額：5,000 万円］

・小口零細企業保証制度資金［融資限度額：1,250 万円］

※(公財)にいがた産業創造機構が実施する「設備資金貸付制度」の併用(小口零細企業保証制度資金と同額の借入れ)が必須

・フロンティア企業支援資金（設備投資促進枠＋新技術・新事業等展開枠）［融資限度額：１億円］

・フロンティア企業支援資金（設備投資促進枠＋グリーンニューディール枠）　［融資限度額：１億円］

②融 資 額　（B）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円(上記(1)の(A)の額又は利用する県制度融資の融資限度額のうち低い方の額)

③融資期間　＿＿年＿＿か月（うち据置期間＿＿年＿＿か月）

④融資利率　年＿＿＿％

⑤返済方法（どちらかに〇印）　　・元利均等　　・元金均等

⑥上記①～⑤の条件で算出した利子の総額＿＿＿＿＿＿円

⑦助成金申請額（C）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円（上記⑥の額から千円未満を切り捨てた額）

（３）実際の県制度融資の融資額等

①利用する県制度融資　上記（２）の①

②融 資 額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

※別紙１（第１号様式）の「１助成事業の内容」の「全体の資金調達計画」の「県制度融資」欄の金額と一致すること。

③融資期間　上記（２）の③

④融資利率　上記（２）の④

⑤返済方法　上記（２）の⑤

⑥上記①～⑤の条件で算出した利子の総額＿＿＿＿＿＿円

記入上の注意事項

(1)この様式は融資を受ける金融機関の協力により作成すること。

(2)この様式は２部作成し、１部を(公財)にいがた産業創造機構に提出し、１部を報告者の控えとすること。

(3)記入事項を訂正した報告書は無効とする。

作成協力金融機関名（本支店名も記入）				担当部署・担当者名	印
住所	〒				
TEL		FAX		※この欄は作成に協力した金融機関でご記入ください。	

第３号様式（第８条関係）

平成　　年　　月　　日

公益財団法人にいがた産業創造機構 理事長　様

〒

所在地

企業名　　印

代表者名

円高対策設備投資緊急促進事業変更承認申請書

平成　　年　　月　　日付け新産創第　　号で交付決定を受けた標記事業について、下記のとおり変更承認を受けたいので、円高対策設備投資緊急促進事業実施要領第８条の規定により申請します。

記

１　変更の理由

２　変更の内容

（１）助成金額等

	変更前	変更後
助成金交付申請額	円	円
助成金交付決定済額	円	

（２）助成事業の内容（計画）　　別紙のとおり

［添付書類］

(1)助成金交付申請額に変更がある場合、導入する設備の見積書又は契約書・発注書等の写し（金額がわかるもの）

(2)助成金交付申請額に変更がある場合、変更後の内容により作成した第２号様式「助成金申請額積算報告書」

［注意事項］

(1)助成金交付申請額に変更がある場合、上記２(１)の変更後の助成金交付申請額については第２号様式の(２)の「⑦助成金申請額」と同額とすること。

(2)この変更承認申請の申請結果については、(公財)にいがた産業創造機構から第２号様式の作成協力金融機関に対し情報提供を行う。

別紙（第３号様式）

円高対策設備投資緊急促進事業助成金変更交付申請書（別紙）

１　**助成事業の内容（計画）**　　※枠内に書ききれない場合は別途説明資料を添付すること。

<table>
<tr><th rowspan="6">導入する設備の具体的な内容及び金額等</th><th>設　備　名</th><th colspan="2">金　額（単位:円）</th><th>導入完了予定日</th></tr>
<tr><td rowspan="5"></td><td colspan="2" rowspan="4"></td><td rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>税抜計</td><td>円</td></tr>
<tr><td>見積書記載の対象外経費</td><td>円</td></tr>
<tr><td>消費税</td><td>円</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>円</td></tr>
</table>

※導入設備の見積書又は契約書・発注書等の写しを添付すること。（金額がわかるもの）

全体の資金調達計画	
円高対策設備投資促進事業助成金	円
県制度融資	円
(公財)にいがた産業創造機構の設備資金貸付	円
金融機関借入金	円
その他借入金	円
自己資金	円
合計	円

第４号様式（第10条関係）

平成　　年　　月　　日

公益財団法人にいがた産業創造機構 理事長　様

〒
所在地
企業名　　印
代表者名

円高対策設備投資緊急促進事業中止（廃止）承認申請書

平成　　年　　月　　日付け新産創第　　号で交付決定を受けた標記事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、円高対策設備投資緊急促進事業実施要領第10条の規定により申請します。

記

１　中止（廃止）の理由

２　中止の期間（廃止の時期）

第５号様式（第11条関係）

平成　　年　　月　　日

公益財団法人にいがた産業創造機構 理事長　様

〒
所在地
企業名　　印
代表者名

円高対策設備投資緊急促進事業遅延等報告書

平成　　年　　月　　日付け新産創第　　号で交付決定を受けた標記事業が予定の期間内に完了しない（事業の遂行が困難となった）ので、円高対策設備投資緊急促進事業実施要領第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　助成事業の進捗状況

２　遅延等の内容及び原因

３　遅延等に対してとった措置

４　助成事業の遂行及び完了の予定

第６号様式（第13条関係）

平成　　年　　月　　日

公益財団法人にいがた産業創造機構 理事長　様

〒
所在地
企業名　　印
代表者名

円高対策設備投資緊急促進事業遂行状況報告書

平成　　年　　月　　日付け新産創第　　号で交付決定を受けた標記事業の遂行状況について、円高対策設備投資緊急促進事業実施要領第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　遂行状況

該当するものに○印	報告事項	報告事項の発生日
	導入する設備を発注した。 ［添付書類］ ・契約書又は発注書等の写し	平成　　年 月　　日
	金融機関から融資を受けた。 （制度融資名：　　） ［添付書類］ ・融資計算書（又は残高証明書）及び返済明細書の写し	平成　　年 月　　日

［注意事項］
・この様式は、上記報告事項の発生の度に、発生後10日以内に添付書類とともに提出すること。

第７号様式（第14条関係）

平成　　年　　月　　日

公益財団法人にいがた産業創造機構 理事長　様

〒

所在地

企業名　　印

代表者名

円高対策設備投資緊急促進事業実績報告書

平成　　年　　月　　日付け新産創第　　号で交付決定を受けた標記事業を完了（廃止）したので、円高対策設備投資緊急促進事業実施要領第14条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

１　助成金等の実績

区　　分	金　　額	備　　考
交付決定済額	円	
助成金受領済額（Ａ）	円	
設備発注額（Ｂ）	円	第6号様式提出時に添付の契約書又は発注書の金額を記入すること
設備導入額（Ｃ）	円	添付の領収書の金額を記入すること
助成金再積算額（Ｄ）	円	設備の発注額(B)よりも実際の導入額(C)が低い場合(B＞Cとなる場合)、添付の第2号様式の(2)の⑦の金額を記入すること

［添付書類］

(1)導入した設備の写真

(2)設備導入代金の領収書の写し

(3)上記の設備発注額（Ｂ）よりも実際の設備導入額（Ｃ）が低い場合（Ｂ＞Ｃとなる場合)、実際の設備導入額により積算した第２号様式「助成金申請額積算報告書」

［注意事項］

(1) この様式は、円高対策設備投資緊急促進事業実施要領の別表５に定める期日までに提出すること。

(2) 助成金受領済額(Ａ)が助成金再積算額(Ｄ)よりも大きい場合(Ａ＞Ｄとなる場合)、助成金の返還が必要となります。

第８号様式（第16条関係）

平成　　年　　月　　日

公益財団法人にいがた産業創造機構 理事長　様

〒
所在地
企業名　　印
代表者名

円高対策設備投資緊急促進事業助成金支払請求書

平成　　年　　月　　日付け新産創第　　号で交付決定を受けた標記事業について、円高対策設備投資緊急促進事業実施要領第16条第２項の規定により、下記のとおり請求します。

記

１　請求金額　　金　　円

２　振 込 先

振込金融機関	銀行／金庫　　支店
預貯金の種別	普通　／　当座　　（該当するものに○印）
預貯金口座番号	
金融機関に登録した住所	〒
フ リ ガ ナ	
預貯金口座名	

［添付書類］
・設備導入代金の請求書の写し

［注意事項］
(1)この様式は、導入する設備が納入され、請求書が発行された後に提出すること。
(2)契約等の定めにより設備納入前に助成金の支払いが必要な場合は、あらかじめ(公財)にいがた産業創造機構に相談すること。

第９号様式（第17条関係）

平成　　年　　月　　日

公益財団法人にいがた産業創造機構 理事長　様

〒
所在地
企業名　　印
代表者名

円高対策設備投資緊急促進事業に係る繰上償還承認申請書

平成　　年　　月　　日付け新産創第　　号で交付決定を受けた標記事業の実施に伴い利用した融資の繰上償還を行いたいので、円高対策設備投資緊急促進事業実施要領第17条の規定により承認を申請します。

記

１　利用した制度融資の名称

（　　）

２　融資を受けた年月日

平成　　年　　月　　日

３　繰上償還を行う理由

［注意事項］
・繰上償還により利子支払額が減少する場合、交付した助成金の全部又は一部を（公財）にいがた産業創造機構に返還させることがある。

第10号様式（第18条関係）

平成　　年　　月　　日

公益財団法人にいがた産業創造機構 理事長　様

〒
所在地
企業名　　印
代表者名

円高対策設備投資緊急促進事業に係る財産処分承認申請書

平成　　年　　月　　日付け新産創第　　号で交付決定を受けた標記事業により取得した財産を処分したいので、円高対策設備投資緊急促進事業実施要領第18条の規定により承認を申請します。

記

１　取得財産の品目及び取得年月日

２　取得価格及び時価

３　処分の方法

４　処分の理由

［添付書類］
・財産の処分により収入又は支出が発生するときは、その金額がわかる資料

［注意事項］
(1)様式内に書ききれない場合は別紙に記載すること。（様式任意）
(2)財産処分により収入が発生する場合、交付した助成金の全部又は一部を(公財)にいがた産業創造機構に返還させることがある。

（参考様式）

新産創第　　号
平成　　年　　月　　日

様

公益財団法人にいがた産業創造機構
理事長

円高対策設備投資緊急促進事業交付決定通知書

平成　　年　　月　　日付けで交付申請（変更承認申請）のあった標記事業について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1　助成金交付決定額　　金　　円

2　助成事業の内容　　交付申請書（変更承認申請書）のとおり

3　助成金の交付条件

(1)助成事業の内容を変更、若しくは経費の配分を変更する場合（第９条に定める軽微な変更を除く。）には、事前に理事長の承認を受けること。
(2)助成事業を中止し、又は廃止する場合には、事前に理事長の承認を受けること。
(3)助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに理事長に報告してその指示を受けること。
(4)助成事業の実施により導入する設備を発注した後、その旨を速やかに理事長に報告すること。
(5)助成事業の実施に伴い助成対象者が利用する融資を金融機関から受けた後、その旨を速やかに理事長に報告すること。
(6)助成事業の実施により導入する設備については、円高対策設備投資緊急促進事業実施要領の別表４に定める期日までに導入を完了するものであること。
(7)助成事業の実施に伴い助成対象者が利用する融資等については、やむを得ない理由がある場合を除き繰上償還を行わないこと。
(8)この助成金により取得し、又は効用の増加した財産を理事長の承認を受けて処分した場合において相当な収入があったときは、その収入の全部又は一部を機構に納付させることがあること。
(9)この助成金により取得し、又は効用の増加した財産は、助成事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
(10)助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を助成事業が完了した日の属する年度の終了後５年間保存すること。